

貸切バス初任運転者に対する安全運転の指導について

【実技訓練】

運転実習：車両の特性・機器操作
バス走行の基本（一般道路・高速）・内輪差・バック教習



【実技訓練・コース 一例】

車庫～市原～茂原～いすみ～大多喜～車庫

大型車輛にて実施

指導担当者 事業所が指名したドライバー

初任運転者に対する特別な指導内容

- 1、事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- 2、事業自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 3、運行の安全および乗客の安全を確保するために留意すべき事項
- 4、危険の予測および回避
- 5、安全性の向上を図る為の装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- 6、ドライブレコーダーの記録及び適性診断結果を利用した運転特性の把握と是正
- 7、安全運転の実技 20 時間以上・座学 10 時間以上

添乗指導記録簿

所属店名		所持免許	免許取得日	添乗指導コース及び時間
氏名		自動二輪	昭和 年 月 日	
入社年月日	平成 年 月 日	普通種	昭和 年 月 日	時 分～ 時 分
添乗指導日	平成 年 月 日	大型種	昭和 年 月 日	添乗指導者氏名
添乗車種		索引	昭和 年 月 日	印

各装置の操作	ハンドブレーキ	○ 解かない	○ 早すぎる	○ 遅すぎる	○ 引かない
		○ 引き方不十分	○ エンスト		
	アクセル・クラッチ	○ 足のせ	○ ノック	○ 調和不良	○ エンスト
		○ 空ぶかしする			
	ギヤーチェンジ	○ 位置下見る	○ トップにしない	○ 無理	○ ローが長すぎる
	加速と速度保持	○ セCONDが長すぎる			
ハンドル	エンジンブレーキ	○ 下り坂不使用	○ 徐行時不使用	○ 停車時不使用	
	フットブレーキ	○ 不使用	○ 遅すぎる	○ 急ブレーキ	○ 不足
		○ ムラ			
	ハンドルさばき	○ 送りハンドル	○ 片手ハンドル	○ 内かけハンドル	○ 急ハンドル
ルール		○ 不器用			
	運転走行中	○ 蛇行	○ 早すぎ	○ 遅すぎる	○ 寄りすぎ
		○ 離れすぎ			
	カーブ地点	○ 徐行しない	○ 急ハンドル	○ 内外輪差	
法令遵守	目測と後退	○ 不確実	○ やや不確実	○ 後退速度は過ぎる	○ 後方不確認
		○ 誘導依頼しない			
	優先通行	○ 与えない	○ 受け取り方		
	通行区分	○ 守らない	○ 車線またぎ	○ 車線踏み	○ キープレフトを守らない
	他車関係	○ 前車間距離不足	○ 平行車間距離不足	○ 対向車間措置不足	
	徐行運転	○ 徐行しない	○ やや不足		
	走行速度	○ 速度超過(違反)	○ 安全速度不適切		
	一時停止	○ 止まらない	○ 停止線ですぎ	○ 停止線手前すぎ	○ 停止不完全
		○ 左右確認不足			
	停車と駐車	○ 寄りすぎ	○ 離れすぎ	○ 不用停止	
運転態度	信号と合図	○ 信号無視	○ 合図しない	○ 遅すぎる	○ 早すぎる
		○ 前方後方不注意			
	歩行者保護	○ 横断妨害	○ 通行妨害		
	安定性	○ ない	○ やや不足	○ 姿勢不良	○ 余裕不足
総合意見	判断力	○ 遅い	○ やや鈍い	○ ミスが多い	
	機敏性	○ ない	○ やや鈍い	○ やや不足	
	慎重性	○ 粗暴	○ やや粗暴	○ やや不足	
総合意見	注意	○ ない	○ やや不足		
	運転技能面	A 優秀	B やや問題あり・指摘箇所注意必要	C 未熟・訓練矯正の添乗指導が必要	
	法令遵守面	A 十分	B やや不十分あり・指摘箇所注意必要	C 不適・法令知識の学習習得が必要	
総合意見	運転態度面	A 良好	B やや問題あり・指摘箇所注意必要	C 不良・自覚を促す指導教育が必要	

※添乗指導時、上記の指摘事項に該当する項目の○印にレを入れチェックを行う。

総合意見	運転技能面	A 優秀	B やや問題あり・指摘箇所注意必要	C 未熟・訓練矯正の添乗指導が必要
	法令遵守面	A 十分	B やや不十分あり・指摘箇所注意必要	C 不適・法令知識の学習習得が必要
	運転態度面	A 良好	B やや問題あり・指摘箇所注意必要	C 不良・自覚を促す指導教育が必要

※添乗指導終了後、上記の総合意見の該当項目に○印を付け、下記に所見を記すこと。

所見

初任運転者教育日程・実行表

日付			内容	指導時間
	9:00～10:30	社員としての心構え 会社概要		
	10:30～10:45	休憩		
	10:45～12:00	社員就業規則・関係法令		
	13:00～15:00	特別な指導 別紙にて	別紙	2:00
	15:00～15:20	休憩		
	15:20～18:00	特別な指導 別紙にて		2:40
	特別な指導	4:40	指導者	(印)

日付				
	8:00～10:00	特別な指導 別紙にて	別紙	2:00
	10:00～10:15	休憩		
	10:15～12:00	特別な指導 別紙にて		1:45
	12:00～13:00	休憩		
	特別な指導	3:45	指導者	(印)

日付				
	実技		指導者	(印)

日付				
	実技		指導者	(印)

日付				
	13:00～15:00	特別な指導	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	2:00
	15:00～15:20	休憩		
	15:20～17:00	特別な指導		1:40
	実技			
	特別な指導	3:40	指導者	(印)

特別な指導	12:05		(印)
実技			
受講しました			

指導監督事項

対象	指導監督事項		
乗務員 (運転者)	・運行の中断及び事故による死傷者に対する処理		
	・火薬類等の危険物品の車内持込み禁止(セルロイド・火薬など)		
	・酒気帯び乗務の禁止		
	・車内喫煙の禁止・制限		
	・職務遂行に必要な事項以外の話の禁止		
	・法令の規定・公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする旅客に対する制止 または指示ー運送の安全確保及び車内の秩序維持		
	・非常信号用具・非常口・消火器の取扱い		
	・踏切内で運行不能となった際の列車に対する防護措置		
	・乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間		
運転者	・日常点検の実施・確認		
	・対面点呼を受け必要事項の報告		
	・乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務において乗務 の途中に電話等により点呼を受け必要事項の報告		
	・酒気を帯びた状態にあるときはそれを申し出る		
	・疾病・疲労・天災その他の理由により安全な運転ができないおそれがあるときはそ れを申し出る		
	・運行中疾病、疲労、疲労天才その他の理由により安全な運転を継続することがで きないおそれはあるときは、それを申し出る		
	・重大な故障を発見、または重大な事故が発生しそうなくは運行を中止する		
	・坂路において車両から離れるとき及び安全運行に支障ある場所を通過するとき は、旅客を降車させる		
	・踏切通過の際は、変則装置を操作しない		
	・踏切内で運行不能となった際の旅客の誘導・退避及び列車に対する防護措置		
	・交替運転者に対する当該車両、道路及び運行状況のについての通告(乗務する運転 者は、当該車両の制動装置・走行装置などの点検)		
	・乗務記録に必要事項を記載する		
	・運転操作に円滑を欠く服装の禁止		
	・警報装置の設備のない踏切または踏切警手が配置されていない踏切を通過する ときは、車掌の誘導を受ける		
	・車掌が乗務しない場合は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない		
	・車掌が乗務しない場合は、乗降口の扉を車両停止前に旅客の乗降のために開か ない		
	・運行指示書を携行する		

日付	受講者	指導者
	(印)	(印)

初任運転者に対する特別な指導

事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	
①	・道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等(貸切バスの運転者にあつては、運行指示書の遵守を含む。)理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得さえる。
事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法	
②	・事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあつては車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。この場合において、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。
運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	
③	・旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。
危険の予測及び回避	
④	・道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのあり主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バスの運転者にあつては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。
安全性の向上をはかるための装置を整える貸切バスの適切な運転方法	
⑤	・安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。
ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	
⑥	・貸切バスの運転者にあつては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させら上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。
安全運転の実技	
⑦	・実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車の同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(貸切バスの運転者にあつては、添乗)により指導する。